

薬生食監発1208第1号
平成29年12月8日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

オランダから輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、輸入条件である扁桃の除去が不十分である製品が確認されたため、平成29年4月21日付け生食監発0421第1号によりEkro B.V. (施設番号 9)からの貨物の輸入手続きを停止しているところです。

今般、オランダ政府から報告された原因究明の結果及び改善措置を踏まえ、当該施設において処理された牛肉等について、下記のとおり対応することとしましたので、御了知の上、その運用に遺漏のないようお願いします。

なお、本通知をもって、平成29年4月21日付け生食監発0421第1号は廃止します。

記

- 1 平成29年12月8日以降に衛生証明書が発行されたものについては、平成25年2月1日付け食安監発0201第6号（最終改正：平成27年6月23日付け食安監発0623第5号）に基づいて取扱うこと
- 2 平成29年12月7日以前に衛生証明書が発行されたものについては、輸入者に対し、全箱について貨物の内容確認及び衛生証明書との同一性確認を行い結果を検疫所あて報告するよう指導したうえで、その結果等に問題が無い場合には、1と同様に取扱うこと